# 令和5年度 第1回在宅医療推進協議会訪問看護部会



神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ

令和5年6月13日

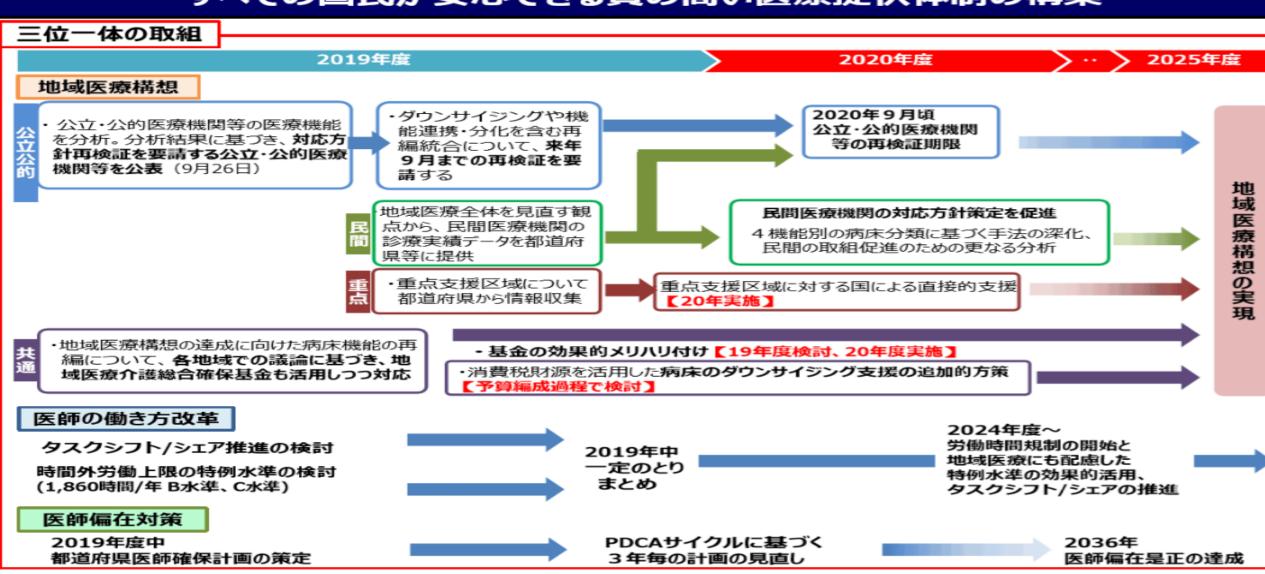
# 参考1

# 看護師の特定行為研修について

- a. 特定行為研修とは
- b. 特定行為研修を行う機関等の状況
- c. 訪問看護ステーションに就業している特定行為研修の修了者の状況

## a. 特定行為研修とは

## すべての国民が安心できる質の高い医療提供体制の構築



## a. 特定行為研修とは

## 特に推進するとしたもの <職種別まとめ>

- ◆ 特に推進するものの考え方(次の5項目を目安に、職種ごとに示す)
- タスクシフト/シェアする側(医師団体、病院団体)提案の業務

- 説明や代行入力といった職種横断的な業務
- 特に長時間労働を行っているとされている診療科や複数診療科に関連する業務 過去の通知等でタスク・シフト/シェア可能な業務として示された業務
- ある病院における業務時間の実態に基づき月間の削減可能時間数推計が大きい業務

### 職種に関わりなく特に推進するもの

※「 ]内に記載する数字は、資料4に職種別で示す「現行法上実施可能とした業務」の番号

### 説明と同意く職種ごとの専門性に応じて実施>

看護師[7,22]診療放射線技師[1]臨床検査技師[4]薬剤師[6]理学療法士[1]作業療法士[1] 言語聴覚士[1]医師事務作業補助者[4,5]看護補助者

臨床検査技師[2] 理学療法士[1] 作業療法士[1] 言語聴覚士[1] 医師事務作業補助者[2]

### 診察前の予診・問診 <職種ごとの専門性に応じて実施>

患者の誘導 <誘導元/誘導先での処置内容に応じて役割分担>

各種書類の下書き・仮作成<職種ごとの専門性に応じて実施>

看護師[20] 医師事務作業補助者[3]

看護補助者 診療放射線技師[6] 臨床工学技士[7] 救急救命士[2]

### 職種ごとに推進するもの

#### 助産師

○ 助産師外来・院内助産(低リスク妊婦の健診・分娩管理、妊産婦の保健指導)[1,2]

#### 薬剤師

- 手術室・病棟等における薬剤の払い出し、手術後残薬回収、薬剤の調製等、薬剤の 管理に関する業務[1,2]
- 事前に取り決めたプロトコールに沿って、処方された薬剤の変更[3]
  - < 245量·投与方法·投与期間·剤形·含有規格等>
- 効果・副作用の発現状況や服薬状況の確認等を踏まえた服薬指導、処方提案、 処方支援[5,7,8]

### 診療放射線技師

- 血管造影・画像下治療(IVR)における医師の指示の下、画像を得るためカテーテル及び ガイドワイヤー等の位置を医師と協働して調整する操作[2]
- 医師の事前指示に基づく、撮影部位の確認・追加撮影オーダー[8]
- く検査で認められた所見について、客観的な結果を確認し、医師に報告>

### 臨床工学技士

- 手術室、内視鏡室、心臓・血管カテーテル室等での清潔野における器械出し[1] <器 材や診療材料等>
- 医師の具体的指示の下、全身麻酔装置の操作や人工心肺装置を操作して行う血液、 補液及び薬剤の投与量の設定等[2,8]

### 看護師

- 特定行為(38行為21区分)[1]
- 予め特定された患者に対し、事前に取り決めたプロトコールに沿って、医師が事前に指示 した薬剤の投与、採血・検査の実施[2,3]
- 救急外来において、医師が予め患者の範囲を示して、事前の指示や事前に取り決めた プロトコールに基づき、血液検査オーダー入力・採血・検査の実施[4]
- 画像下治療(IVR)/血管造影検査等各種検査・治療における介助[5]
- 注射、ワクチン接種、静脈採血(静脈路からの採血を含む)、静脈路確保・抜去及び 止血、末梢留置型中心静脈カテーテルの抜去及び止血、動脈ラインからの採血、動脈 ラインの抜去及び止血[6,9,10~13]
- 尿道カテーテル留置[18]

### 臨床検査技師

- 心臓・血管カテーテル検査、治療における直接侵襲を伴わない検査装置の操作[1] <超音波検査や心電図検査、血管内の血圧の観察・測定等>
- 病棟・外来における採血業務 (血液培養を含む検体採取) [18]

### 医師事務作業補助者

- 医師の具体的指示の下、診療録等の代行入力[1]
- ※※ ここでいう医師事務作業補助者とは、「医師の指示で事務作業の補助を行う業務に従事する者」を指し、診療報酬上の加算がとれているか否かは問わない。

# a. 特定行為研修とは

# 特定行為は 38行為21区分で ある

### Kanagawa Prefectural Government

# 【別紙】特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為	
呼吸器(気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの	
	位置の調整	Í
呼吸器(人工呼吸療法に係る もの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	L
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	É
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬	1
	の投与量の調整	L
	人工呼吸器からの離脱	ž
呼吸器(長期呼吸療法に係る もの)関連	気管カニューレの交換	
循環器関連	一時的ペースメーカの操作及び管理	5
	一時的ペースメーカリードの抜去	, m
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	1
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うとき	Ī
	の補助の頻度の調整	f
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去	Ľ
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設	
	定の変更	
	胸腔ドレーンの抜去	1
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針	i
	の抜針を含む。)	
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃	
	ろうボタンの交換	L
	膀胱ろうカテーテルの交換	*
栄養に係るカテーテル管理		1
(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈リナーナルの恢去	F
栄養に係るカテーテル管理	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	E i

特定行為区分	特定行為	
創傷管理関連	褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流	
	のない壊死組織の除去	
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	
	橈骨動脈ラインの確保	
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液	
	透析濾過器の操作及び管理	
栄養及び水分管理に係る薬剤 投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	
	脱水症状に対する輸液による補正	
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	
血糖コントロールに係る薬剤投 与関連	インスリンの投与量の調整	
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量	
	の調整	
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投	
	与量の調整	
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量	
	の調整	
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	
精神及び神経症状に係る薬剤 投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	
	抗精神病薬の臨時の投与	
	抗不安薬の臨時の投与	
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのス	
	テロイド薬の局所注射及び投与量の調整	

# b. 特定行為研修を行う機関等の状況(全国)

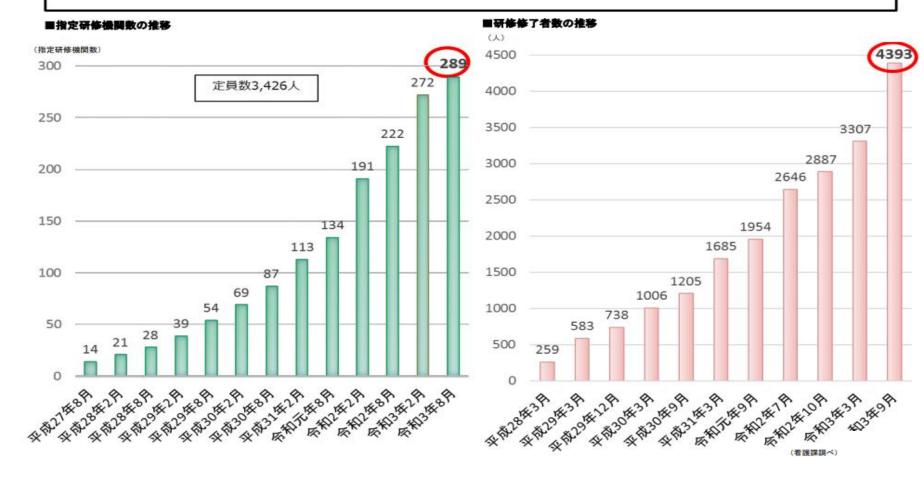
全国の特定行為 研修機関数は289 機関である

全国の特定行為 研修修了者数は 4393人である

Kanagawa Prefectural Government

# 特定行為に係る看護師の研修制度指定研修機関数・研修修了者の推移

- ○特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和3年8月現在で289機関である。
- ○これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数(定員数)は3,426人(令和3年8月現在)となっている。
- ○特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和3年9月現在で4,393名である。

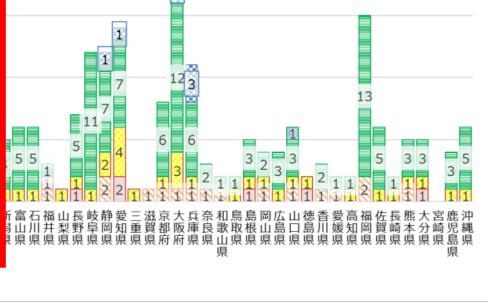


# b. 特定行為研修を行う機関等の状況(全国)

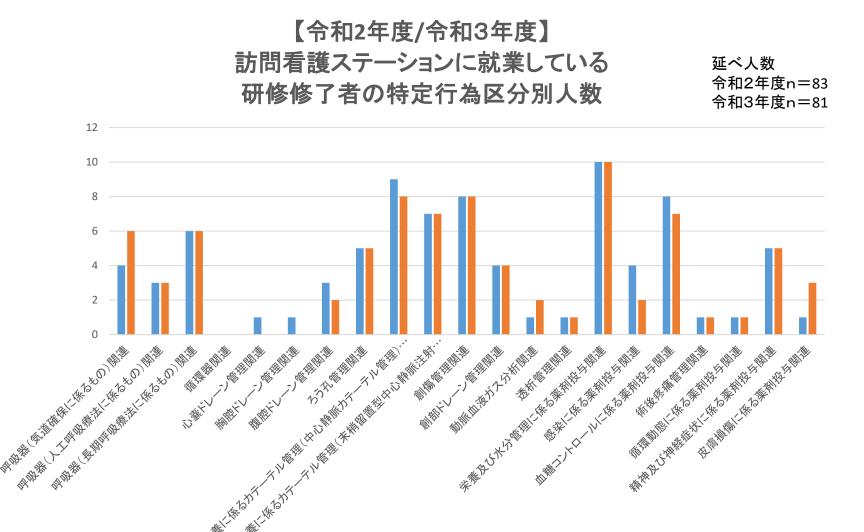
全国の特定行為 研修を行う指定 研修機関数は289 機関であり、 このうち神奈川県 は19機関である

Kanagawa Prefectural Government

#### 特定行為研修を行う指定研修機関等の状況 ■都道府県別指定研修機関数(令和3年8月現在) ■施設の種類別指定研修機関数(令和3年8月現在) 医療関係 病院 (診療所を含む) 大学 大学院 大学病院 専門学校 総計 団体等 (指定研修機関数) 289 28 14 179 18 1 機関 9.7% 4.8% 16.9% 62.1% 6.2% 0.3% 100% ▼大学 □大学院 □大学病院 ■病院 □診療所 □医療関係団体等 ■専門学校 15



## c. 特定行為研修の修了者の状況(本県)



Kanagawa Prefectural Government

※令和2年度、令和3年度神奈川県看護職員就業実態調査結果(訪問看護ステーション)より医療課作成

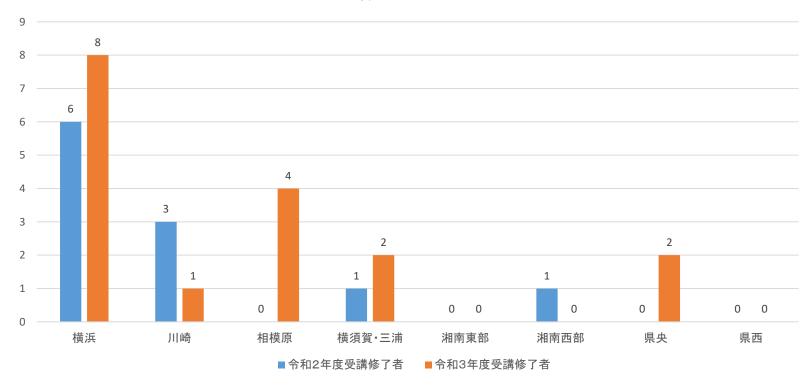
■令和3年度修了者人数

■令和2年度修了者人数

# c. 特定行為研修の修了者の状況(本県/訪問看護ステーション)

二次医療圏別の看 護師特定行為研修 修了者は、 横浜が最も多く、 県西が最も少ない

【令和2年度/令和3年度】 二次医療圏別特定行為研修の受講修了者数 (訪問看護ステーション)



Kanagawa Prefectural Government

※令和2年度、令和3年度神奈川県看護職員就業実態調査結果(訪問看護ステーション)より医療課作成